

慢性疼痛患 管理料

株式会社 メディカルタクト



慢性疾患疼痛管理料とは

- 慢性疼痛疾患管理料 130点
- 慢性疼痛疾患管理料とは、変形性膝関節症、筋筋膜性腰痛症等の慢性疼痛を主病とし、疼痛による運動制限を改善する等の目的でマッサージ又は器具等による療法を行った場合に算定する医学管理料です。入院中の患者以外の慢性疼痛に係る疾患を主病とする患者に対して、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り算定する。
- 介達牽引、消炎鎮痛等処置、腰部又は胸部固定帯固定、リハビリテーション料などの費用（薬剤の費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。



算定例

慢性疼痛疾患管理料算定の場合

- 1/1 急性腰痛症で来院
→初診料と消炎鎮痛処置を算定
- 1/3 リハビリに来院
→再診料と消炎鎮痛処置を算定
- 1/5 右膝の痛みにて来院
(変形性膝関節症と診断、右膝にもリハビリを受ける)
→再診料と慢性疼痛疾患管理料を算定
- 1/6 リハビリに来院
→再診料のみの算定

リハビリの日数が4日以上超える場合は消炎鎮痛処置を算定している方が点数が高い!!

消炎鎮痛処置算定の場合

- 2/1 急性腰痛症で来院
→初診料と消炎鎮痛処置を算定
- 2/3 リハビリに来院
→再診料と消炎鎮痛処置を算定
- 2/5 右膝の痛みにて来院
(変形性膝関節症と診断、右膝にもリハビリを受ける)
→再診料と慢性疼痛疾患管理料を算定
- 2/6 リハビリに来院
→再診料のみの算定
- 2/8 リハビリに来院
→再診料のみの算定

多く出る質問例

Q 慢性疼痛疾患管理料と外来管理加算

A 同月において消炎鎮痛等処置やリハビリテーション料の他に外来管理加算も併せて算定できないことになっておりますが、再診において慢性疼痛疾患管理料算定可能疾患が確定病名となった場合は、確定日以前の外来管理加算は算定可能である。消炎鎮痛等処置・リハビリテーション科を算定したことに関するコメントを記載していただく

Q 慢性疼痛疾患管理料は他院はどんな病名に対して算定しているのでしょうか。

A 慢性的に疼痛が伴う疾患に対して算定しているが、地域によって算定出来る条件が異なっていることが多く、必ず慢性的に疼痛を伴う疾患に対し算定出来るとは限りません。

各都道府県で算定が異なる可能性もございますので、
支払基金・国保連合へ確認を

ご 静 聴 あり が とう ざ い した 。

お困りのこと、疑問点ございましたら申込みメールアドレスへお気軽にご連絡ください。

